

新登場

速やかで円満な事故解決が
事業発展のお守り!!

自動車事故費用共済 お守りくん

人身事故時のご契約者の経済的負担を
補填する新しいタイプの共済制度です。

3つの特長

- 1 共済金はあなた(契約者)にお支払いします
- 2 入通院共済金は一日目からお支払いします
- 3 万が一、あなた(契約者)が加害者になった場合、
臨時費用共済金を速やかにお支払いします

車両1台につき
共済掛金月々 **1,000円**



ニコニコサービス (福利厚生サービス)のごあんない

自動車事故費用共済にご加入いただくと、
ニコニコサービスをご利用いただける特典があります。

ニコニコサービス 1 エルフルカード

広島県内のレクリエーション施設や宿泊施設、飲食施設などが優待割引でご利用できます。(約300施設)

ニコニコサービス 2 健康ももしも24



電話1本で健康についての悩みや質問に、医療アドバイザーがお応えします。(通話料無料・年中無休・24時間体制)

ニコニコサービス 3 あんしん情報誌



健康をテーマに、広島県内の情報や暮らしに役立つアドバイスを掲載した情報誌「あんしん」。年4回発行。季節ごとにお届けします。

組合員相談室

- ご契約者名・住所等の変更
- 被共済自動車等の内容の変更
- 共済金の請求
- ニコニコサービスについて

広島県共済組合員
相談室まで
ご連絡ください。

フリーダイヤル
0120-708030



※ニコニコサービス(福利厚生サービス)は予告なく変更することがあります。

■お申し込み・お問い合わせは

■共済引受組合



共済だから安心

(広島県認可)

県共済 広島県火災共済協同組合
広島県中小企業共済協同組合

〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030 ☎

| 補償内容 | 支払われる共済金額 | |
|--|--|--|
| | 相手側 負傷の場合 | 契約者側 負傷の場合 |
| 入通院共済金 入通院の場合 (1人1日につき) | 注1 負傷者が3日以上入通院した場合 入通院臨時費用共済金 3万円 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 入通院共済金の合計額(入通院臨時費用共済金を含む)を限度として契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします | 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 負傷者が複数の場合は 1日18,000円限度 |
| 後遺障害共済金 事故の日から180日以内に 後遺症が残った場合 | 注2 300万円～12万円 後遺障害別等級(1～14級)に該当する金額を限度として契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします | 300万円～12万円 後遺障害別等級(1～14級)に合わせ お支払いします |
| 死亡共済金 事故の日から180日以内に 死亡された場合 | 注3 死亡臨時費用共済金 30万円 合計300万円 300万円(死亡臨時費用共済金を含む)を限度として契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします | 300万円 |

※加入限度はいかなる場合においても被共済自動車(補償の対象となる自動車)一台につき一口とします。

※一事故における最高支払限度額は300万円とします。

※入通院共済金は、事故の日から365日の期間において、実際に治療を行った180日を限度とします。

(注1)1事故につき、契約者側に過失のある事故で、相手側に負傷者が生じた時、相手側が実際に入通院した日数に該当日額を乗じた金額を支払限度額(入通院臨時費用共済金を含む)として、共済契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします。なお、相手側に負傷者が生じ、3日以上入院または通院をした時は、速やかに入通院臨時費用共済金3万円をお支払いします。支払限度額が3万円を超えない場合で、かつ、相手側に負傷者が生じ、3日以上入院または通院をしたときには、入通院臨時費用共済金3万円を支払限度額としてお支払いします。

(注2)1事故につき、契約者側に過失のある事故で、相手側に後遺症が残り、約款に定める後遺障害別等級(1～14級)に該当した場合、その金額を支払限度額として、共済契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします。

(注3)1事故につき、契約者側に過失のある事故で、相手側に死亡者が生じた時、300万円を支払限度額(死亡臨時費用共済金を含む)として、共済契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします。なお、相手側に死亡者が生じた時は、速やかに死亡臨時費用共済金30万円をお支払いします。

(注4)上記(注1)、(注2)、(注3)の共済契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いする場合は、領収書または支払いを証明する書類が必要になります。

■お引き受け可能なナンバープレートの一例(自家用自動車)

広島 300
さ 00-00

広島 580
す 00-00

広島 500
あ 00-00

広島 480
い 00-00

白板上に緑の文字

黄色の板に黒い文字(軽自動車)

緑の板に白い文字

黒い板に黄色の文字(軽自動車)

※88ナンバーについては、広島県共済組合員相談室までお問い合わせください。

■お引き受けできないナンバープレートの一例(事業用自動車)

■対象となる運転者の範囲について

| 区分 | 共済契約者 | 運転者 | 車両所有者 |
|-------|----------|--|---|
| 法人 | 法人事業所の場合 | 代表者/役員/従業員/派遣/パート/アルバイト/ ※ご契約者が届出た2名の運転者 | 法人/自動車販売会社/リース会社/役員所有/ 【借上車両】 |
| 個人事業所 | 個人事業主の場合 | 事業主(本人)/従業員/派遣/パート/アルバイト/配偶者/同居の親族/別居の未婚の子/ ※ご契約者が届出た2名の運転者 | 個人事業主/配偶者/同居の親族/別居の未婚の子/自動車販売会社/リース会社/役員所有/ 【借上車両】 |
| 個人 | 個人の場合 | 個人(本人)/配偶者/同居の親族/別居の未婚の子/ ※ご契約者が届出た2名の運転者 | 個人/配偶者/同居の親族/別居の未婚の子/自動車販売会社/リース会社 |

※上表の運転者の範囲以外に2名の届出運転者を登録することができます。加入申込時(異動時)に記載するものとします。

事故解決のために必要な費用は、この様にお役立ていただけます。

例えば相手方が死亡の場合は
香典供花料、葬儀費用などの諸費用。

例えば相手方が入院の場合は
お見舞いとして、菓子・果物・生花・タクシー代などの諸費用。

共済金はこんな時にお支払いします

お支払事例

衝突事故を起こして…



●相手(運転手と同乗者)がそれぞれ30日入院と、自分が20日入院した場合

相手側

① $4,500円 \times 2名 \times 30日 = 270,000円$
(支払限度額)

契約者側

② $4,500円 \times 1名 \times 20日 = 90,000円$
(定額払い)

支払共済金額

① 270,000円(入通院臨時費用共済金30,000円含む)を支払限度額として契約者が負担した実費 + ② 90,000円(定額払い)をお支払いします。

お支払事例

自損事故を起こして…



●自分と同乗者がそれぞれ60日入院と30日通院した場合

契約者側

①(入院) $4,500円 \times 2名 \times 60日 = 540,000円$

②(通院) $2,250円 \times 2名 \times 30日 = 135,000円$

支払共済金額

①+②=675,000円(定額払い)をお支払いします。

お支払事例

自転車をはねて死亡事故を起こして…



●相手側が死亡した場合

相手側

死亡共済金3,000,000円
(支払限度額)

契約者側

なし

支払共済金額

3,000,000円(死亡臨時費用共済金300,000円含む)を支払限度額として契約者が負担した実費をお支払いします。